

## 新型コロナウイルス対策（赤道ギニア：追加措置に関する3月31日付回章）

- 赤道ギニア政府は、新型コロナウイルス対策の追加措置に関する回章を発表しました。
- 大陸部の県をまたいだ移動が禁止され、各種店舗の営業時間が規制されます。

3月31日、赤道ギニア保健省は、下記のとおり新型コロナウイルス対策の追加措置に関する回章を発表しました。

1 大陸部の全県（distict）間の車両及び人の移動を今月15日まで禁止する。同措置は今月3日から14日日間有効である。また、農業・畜産・森林・環境省は生活必需品である食料品を扱う業者とともに、バタ市内の市場に食料を供給するために、トラックによる食料品の輸送を担当する。

2 洋服店、雑貨店、スーパーマーケット、食料品店、薬局、美容院、電化製品店、家庭用品店の夜8時以降の営業は認められない。また、調理済みの料理を提供するレストランや食堂の夜9時以降の営業は認められない。

### 【最終規定】

本回章は、メディアや官報による公表を待たず、3月31日から効力を発する。

各国・地域による入国制限等の状況については、リンクや現地報道などをご確認の上、最新の情報を入手するよう努めてください。

また、新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された方は、当館までご一報ください。

参考：査証の制限についてのご案内（外務省 HP）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1\\_000848.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000848.html)

参考：外務省海外安全 HP（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：赤道ギニア政府HP

<https://www.guineaecuatorialpress.com/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

**【本件問い合わせ先】**

在ガボン日本国大使館 領事班 (赤道ギニア兼轄)

所在地 : Boulevard du Bord de Mer, B.P.2259, Libreville, Gabon

電話番号 : (+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先 : (+241)077-38-73-38